## 内閣衆質一四四第九号

平成十一年一月二十二日

衆議院議長 伊藤 宗一郎 殿

衆議院議員金田誠一君提出特定非営利活動法人の登記に関する質問に対し、

別紙答弁書を送付する。

内閣総理大臣 小 渕 恵 三

\_-

一について

特定非営利活動法 人等 の法人の登記は、 当該 法 人に関する基本的な事項を、 その活動に 直 接従事する者

のみならず、 広く一 般に公示する制度であるから、 当該法人や関係者の正当な利益を保護するために

昭 和三十九年法務省令第二十三号) 第四十八条及び法人登記規 則 昭 和三十九年法務省令第四十六号)

その表記方法についても、

商業登記規則

登記された事項が正しく理解されるように配慮する必要があり、

第九 条の 規定を定めるなど明確性、 統一 性 (T) 確保に努めているところである。

同 様  $\mathcal{O}$ 配 慮 カ 5 現 在  $\mathcal{O}$ 登記実務では、 法 人の 名称 又は商号を登記する際には ア ル ファベ ツ 1  $\mathcal{O}$ 表 記 は

認 8 ておらず、 日本文字を用いることとしてい る。 名称 又は 商号にアルファベ ットが 用 ζ\ \ られ てい る法

についても、登記に関しては仮名で表示すべきものとしている。

登記 に おける表記方法については、 御指 摘 のとおり、 国際化、 高学歴化等の社会の動向を十分勘案すべ

保護する制度として適切に機能するよう努めるべきである。 きであるが、 同時 に、 表記方法の統 一による正 確性の保持等の要素にも配慮し、 政府としては、 今後とも、 登記 記制度が このような多様な Ĭ 国 民 の権 利 を

観点を踏まえて、検討を続けてまいりたい。

二について

特定非営利活動法人等の法人の目的等を登記する際にアルファベットを用いることができるかどうかに

ついては、一についてでお答えしたのと同様である。

なお、法人の目的等を登記する際にいわゆる中点やかぎ括弧を用いることは、かぎ括弧が相互に対応し

ていないなど不適切な場合を除き、差し支えないものと考えている。